

江 差 追 分 会 慶 弔 内 規

(目的) 参列

第1条 追分会会員、有資格者、支部等における慶弔事について、次のとおりこれを行う。

(慶弔の種別)

第2条 慶弔の種別及び対応区分は、次のとおりとする。

2 次に掲げる祝慶事にあたり追分会の意を表し、祝金を送る。

- (1) 追分会支部及び地区運営協議会の発表会・・・・・・・・・・祝電
- (2) 追分会支部及び地区運営協議会の記念大会・・・・・・・・・・祝電、祝金及び祝花
- (3) 追分会上席、正師匠及び師匠資格昇格祝賀会・・・・・・・・・・祝電、祝金及び祝花
- (4) 江差追分全国大会優勝祝賀会・・・・・・・・・・祝電、祝金及び祝花
- (5) その他会長が特に必要と認めた場合・・・・・・・・・・会長が別に定める
- (6) 上記祝慶事に追分会会長、副会長、常務理事等の役員が出席する場合は祝電は省略する。

3 次の者が物故した時、追分会の弔意を表し弔慰金を送る。

- (1) 名誉会長、顧問、相談役、会長・・・・・・・・50,000円 別に供花、弔電、弔辞
- (2) 副会長・・・・・・・・・・・・・・・・30,000円 別に供花、弔電、弔辞
- (3) 理事（常務理事含む）・・・・・・・・10,000円 別に供花、弔電
- (4) 監査役・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円 別に供花、弔電
- (5) 歴代優勝者・・・・・・・・・・・・10,000円 別に供花、弔電
- (6) 支部長及び地区運営協議会長・・・・・・・・10,000円 別に供花、弔電
- (7) 名誉、上席師匠及び正師匠・・・・・・・・20,000円 別に供花、弔電
- (8) 上記はそれぞれ重複せず、該当上位とする
- (9) 上記弔事に追分会会長、副会長、常務理事等の役員が出席する場合は弔電は省略する。
- (10) その他会長が特に必要と認めた場合・・会長が別に定める

4 3の各号該当の血族及び姻族の一親等の家族物故に当たっては、弔慰金のみとし、弔慰金の額は別に会長が定める。

付 則

この規定は平成7年4月23日から施行する。

この規定は平成20年5月22日から施行する。

別 表

第2条の2の(2)～(4)支部の記念大会、資格昇級者の祝賀会、全国大会優勝者

祝 金	10,000 円
-----	----------

第2条2の(5)

会長が特に必要と認めた場合 会長が別に定める。	1. 名誉師匠、上席師匠、正師匠、師匠が江差追分の普及活動等が認められ、国及び北海道、町からの表彰等を受賞し、祝賀会を開催した場合 ・祝金 1万円 祝花 1万円相当額 2. 追分会功労表彰等を受賞し、祝賀会を開催した場合 ・祝金 1万円 祝花 1万円相当額 3. 上記事項の他に会長が特に必要と認めた行事等。
----------------------------	--

第2条3の(10)会長が特に必要と認めた場合を追加

な し	1. 各地区運営協議会の役員 2. 江差追分会師匠会の役員 3. 江差三下がり会役員 4. 江差追分踊り保存会役員 5. 上記事項の他に会長が特に必要と認めた者。 ・弔慰金 5,000円～10,000円
-----	--

第2条4

弔慰金の額	1. 本人及び配偶者の1親等以内の者(両親・子供) ・弔慰金 5,000円
-------	--